

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	氷上町下新庄	平成 28 年 3 月	令和 4 年 2 月 28 日

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.2 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	- ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	- ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	- ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.1 ha
(備考) ほ場の大区画化、パイプライン整備、暗渠排水工事等農業経営基盤の整備を進め、耕作者の利便性を高める。 相対でも利用権設定更新時に合わせて、農地中間管理機構の活用を啓発する。	アンケート回答割合(②/①)
	実質化済のため不要 %

2. 対象地区の課題

集落営農組織においても組合員の高齢化、作業従事者不足であり、組合員の経営継承を進めている。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地の利用権の交換を行い、農地を集積することにより農作業の効率化を図る。 畦畔の管理方法を検討し、余剰労働力の活用により担い手の負担権限を図る。 農作業体験実習を積極的に受入し、新規就農者育成に努める。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

中心経営体	10 経営体	現状	29.7 ha	引受余力	49.8 ha
-------	--------	----	---------	------	---------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

地域農業存続のため、新規就農者の育成・確保に努める。 高性能な大型トラクター・コンバイン等を導入し、農作業の省力化・効率化を図る。
--

(参考) 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

近い将来農地の出し手となる者の人数	貸付け等の区分 (㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
5 名	5,773 ㎡	342 ㎡	0 ㎡
	計		6,115 ㎡